平成２４年（フ）第４６７号
岐阜市鏡島1978番地３
破産者　服部　千章
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１７８号
愛知県刈谷市板倉町３丁目15番地14
破産者　有限会社目黒商会
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３０１号
愛知県豊田市井上町９丁目30番地
破産者　重光管工株式会社
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第３０２号
愛知県豊田市井上町12丁目35番地　エスポワール猿投１－Ｆ号、前住所愛知県豊田市井上町９丁目30番地
破産者　鈴木　重幸
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２６０号
岡山県倉敷市阿知２丁目５番24号
破産者　有限会社大倉俊彦商店
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第４９号
山口県柳井市柳井1519番地５
破産者　周東製麺株式会社
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第９８号
福岡県大牟田市四山町80番地の24
破産者　株式会社西村機工
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２４年（フ）第２２号
鹿児島県奄美市名瀬古田町２番１号
破産者　株式会社和光
１　決定年月日　平成25年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

破産手続廃止決定の取消決定

平成２５年（フ）第７号
群馬県桐生市菱町１丁目2989番地の３
破産者　岡田　　浩
主文　当裁判所が平成25年２月21日午前10時になした破産手続廃止決定を取り消す。
平成25年３月15日　前橋地方裁判所桐生支部

破産手続終結

平成２４年（フ）第５２号
富山県高岡市荻布433番地
破産者　株式会社田子機工商会
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１０３号
金沢市三口新町２丁目１番６号
破産者　瀬戸建設株式会社
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４３４５号
大阪市西淀川区佃４丁目３番３号
破産者　株式会社特殊工作所
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１６２５号
神戸市灘区徳井町３丁目１番13号、商業登記簿上の本店所在地大分市徳島１丁目１番９号
破産者　株式会社鶴崎高橋組
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２７号
兵庫県西宮市上大市５丁目20番４号
破産者　株式会社技建
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６１号
兵庫県姫路市別所町佐土913番地
破産者　池上機械株式会社
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５６２号
兵庫県姫路市別所町佐土913番地
破産者　池上産業株式会社
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第８号
兵庫県高砂市梅井３丁目20番16号
破産者　大豊工業株式会社
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３１号
山口県宇部市明神町３丁目３番48号
破産者　清和産業株式会社
１　決定年月日　平成25年３月14日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第１７号
北海道岩見沢市大和３条６丁目30番地
破産者　丸京青果株式会社
１　決定年月日　平成25年３月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２２年（フ）第４３２号
石川県白山市鶴来水戸町３丁目15番地
破産者　有限会社曽賀タイル
１　決定年月日　平成25年３月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第２７８号
京都市上京区上御霊前通室町西入玄蕃町30番地
破産者　本城織物有限会社
１　決定年月日　平成25年３月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係